

アクションプランの概要

1. アクションプラン

「和歌山県食の安全・安心確保のための基本方針」の趣旨に基づき、県が消費者、生産者・事業者と連携して実施する食の安全・安心確保のための取組を、総合的かつ計画的に展開するための行動計画として策定しています。

計画期間は3年間で、第1次プラン（平成17年度から平成19年度）から3年間毎に見直しており、このアクションプランは第8次プラン（令和8年度から令和10年度）となります。

2. 取組みについて

アクションプランでは、基本方針の趣旨に基づく食の安全・安心確保に関する取組を「安全」と「安心」に区分しています。取組ごとに『指標・数値目標』または、『取組目標』を設定し、毎年度実施結果等を公表します。

○取組数

| 区分 | 数値目標① | 取組目標② | 全取組数①+② |
|-------|-------|-------|---------|
| I 安全 | 2 1 | 2 | 2 3 |
| II 安心 | 2 2 | 4 | 2 6 |
| 合計 | 4 3 | 6 | 4 9 |

①数値目標：計画期間中の単年度または最終年度の目標値

なお、数値目標が最終年度の場合のみ、指標に（最終年度）と記載しています

②取組目標：取組を進めるうえでの目指すべき内容（数値目標設定が困難な取組）

アクションプランの構成

I 「安全」への取組（2 3取組）

食品の生産から製造・加工、流通・販売、消費に至る全ての過程において、リスク管理を向上させる取組

重点事項（1）生産から流通・販売までの全ての過程における衛生管理の普及推進

重点事項（2）監視・検査体制の強化

重点事項（3）健康危機管理の強化

◎安全目標：1年間における人口1 0万人当たりの食中毒患者数1 0人以下

II 「安心」への取組（2 6取組）

消費者、生産者・事業者及び県が互いに意思疎通を図り、食に関する正確な情報を共有し、共に協力して消費者の安心を確保するための取組

重点事項（1）食品表示の適正化

重点事項（2）人の健康に役立つ食品表示の推進

重点事項（3）コンプライアンスの向上

重点事項（4）生産から販売までの食品情報を公開するしくみ
（トレーサビリティシステム）の啓発

重点事項（5）食に関するリスクコミュニケーションの推進

重点事項（6）認証制度等の充実

重点事項（7）環境にやさしい食品づくり

◎安心目標：食品表示、健康食品、食中毒に関する正しい知識の認知度8 0%以上